

第 20 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 7 年 2 月 7 日（金）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員
- | | | |
|-------------|------------|------------|
| 1 番 友岡 康幸 | 2 番 松岡 日出男 | 3 番 桐原 忠継 |
| | 6 番 加藤 清孝 | 7 番 小林 公子 |
| | | 8 番 長崎 愛 |
| 9 番 榊 敏行 | 10 番 藤岡 恵雄 | 11 番 今村 建一 |
| 12 番 古澤 弥生 | 13 番 渡邊 和徳 | 14 番 渡邊 晃 |
| 15 番 豊田 るみ子 | 16 番 池田 春香 | |
| 17 番 藤原 幸似 | 18 番 古庄 憲明 | 19 番 北野 暁之 |
- 欠席委員
- | | |
|-----------|-----------|
| 4 番 小出 満文 | 5 番 福本 博文 |
|-----------|-----------|
4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 議案第 4 号 経営基盤強化促進法許可申請について
 議案第 5 号 農地中間管理事業による許可申請について
5. 事務局職員
- | | |
|----|-------|
| 局長 | 今村 洋一 |
| 主幹 | 藤野 貴洋 |
| 主査 | 梅田 和宏 |

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局	<p>おはようございます。白水、久木野地区の委員の皆様は現地確認大変お世話になりました。</p> <p>それでは、定刻前ですが、第 20 回 南阿蘇村 農業委員会総会を開催いたします。今回より、発言の際は、着座にてマイクを使用して説明していただきますよう、よろしくをお願いします。</p> <p>農業委員総数 19 名、出席委員 17 名、欠席 2 名 南阿蘇村 農業委員会 会議規則第 7 条により本総会の成立を報告致します。</p> <p>農業委員会憲章につきましては、お手元の憲章を各自ご確認いただきますよう、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、議事に進めさせていただきます。本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。</p>
会長	<p>皆さんおはようございます。私事ですが、新年早々にインフルエンザに罹り、先月の総会を欠席してしまい、大変ご迷惑おかけいたしました。改めまして本年もよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまから第 20 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 3 番の桐原委員、6 番の加藤委員を指名します。</p> <p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議</p>

<p>事務局</p>	<p>案の朗読をお願い致します。</p> <p>朗読いたします。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [redacted]</p> <p>所有権移転の売買となります。</p> <p>番号2：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [redacted] 所有権移転 の売買となります。</p> <p>番号3：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [redacted] 所有権移 転の売買となります。</p> <p>番号4：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [redacted]</p> <p>所有権移転の贈与となります。</p> <p>番号5：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [redacted]</p> <p>所有権移転の贈与となります。</p>
<p>議長</p> <p>2番</p>	<p>朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。</p> <p>議案第1号番号1、2番について、2番の松岡が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>まず、番号1につきまして説明します。</p> <p>譲渡人は県外にお住まいで農業はされておらず、申請農地の管理が出来ないとい う事から、耕作できる方を探されていましたところ譲受人へと農地売買の契約が結 ばれました。</p> <p>譲受人は村の中心経営体として長年、農業法人で活躍されている方で、何ら問題 は無いと思われます。</p> <p>つづきまして、番号2について説明いたします。</p> <p>こちらも番号1と同じ譲渡人で、県外に住まわれている事から農業が出来ず、農 地管理をしていただく方を探されていました。譲受人と農地売買の契約が結ばれ ております。</p> <p>こちらの譲受人も村の中心経営体として、今後も活躍していただく方で、何ら問 題は無いと思われます。</p> <p>2件ともにご審議いただきますよう、お願いいたします。</p>
<p>9番</p>	<p>議案第1号番号3番について、9番の榎が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は村外に住まわれ、農地の管理が出来ませんので、農地を有効活用される 方を探されておられました。譲受人は元々サラリーマンで農家ではなかったのです が、農業への意欲が高く、退職後は農業の経験を重ね、新規就農者という事で農業 大学での研修も積まれていることから、既に村内で利用権設定により農業を営まれ</p>

	<p>ております。</p> <p>農地耕作の実績も十分であると判断し、今後も農地の管理をしていただくことに何ら問題ないと思われれます。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>15番 議案第1号番号4番について、15番の豊田が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人と譲受人は親子関係です。譲受人は長年親子で農業を営まれており、農業の経験は十分であると考えます。 今回、親子間での所有権移転の贈与という事で申請が上がりました。 何ら問題は無いと思われれますので、ご審議いただきますよう、お願いいたします。</p> <p>18番 議案第1号番号5番について、18番の古庄が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人と譲受人は親子関係です。今回親子間での農地の贈与が申請されましたが、この農地は以前、譲渡人の父に所有権が属する時に、一度農地法3条の贈与が、当時の譲渡人である祖父から譲受人である孫へ贈与の許可申請が出されており、許可証がでております。 しかしながら、時が経ち、3条許可証が出されているにもかかわらず、登記申請までできない事から十数年たち、当時の譲渡人である祖父も亡くなられ、3条許可証の効力があいまいなことから、今回、一旦許可申請を取り下げ、新たに父から子へ農地法3条贈与の申請が出されます。 譲受人は大規模な畜産農家として譲渡人である父親と営み、今後も村の農業担い手として村を牽引される農家として大いに期待が持てます。 また、農業経営や農地管理も現在に至るまで特に問題は見当たりませんので、ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>議長 地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>無いようですので、議案第1号農地法3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>事務局 はい朗読を致します。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について 番号1：申請人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX 転用目的は バ</p>
--	---

	<p>ーベキュー場となります。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
8 番	<p>議案第 2 号番号 1 番について、8 番の長崎が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請者は村内に居住される方で、村内で農業や不動産業、旅館業など、多岐に渡り活躍されている方です。今回、申請地に、ご自身が所有される民泊施設に併設する形で、パーベキュー場をつくれ、更なる事業拡大を考えておられます。</p> <p>申請地は第 2 種農地で鳥獣害被害も頻繁に発生しており、農業生産性は極めて低い農地で、他の用途で農地を有効活用していく事により地域の活性化にもつながる事から、何ら問題ないと思われしますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 2 号は原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい朗読します。議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について</p> <p>番号 1：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 転用目的は個人住宅 となります。</p> <p>番号 2：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 転用目的は工場 となります。</p> <p>番号 3：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 転用目的は駐車場 となります。</p> <p>番号 4：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 転用目的は駐車場 となります。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>

<p>1 番</p>	<p>す。</p> <p>議案第 3 号番号 1 番について、1 番の友岡が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人と譲受人は親子関係です。今回、申請地に隣接する既存の住宅が老朽化の為、申請地に個人住宅の建替として農地法第 5 条による親子間での使用貸借の申請が上がりました。 また、申請地は第 3 種農地であり、原則的に農地転用が可能な場所で、事業計画や資金計画、周辺に悪影響など特に見当たらない事から、今回の許可申請を認めるところであります。 特に問題は無いと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
<p>10 番</p>	<p>議案第 3 号番号 2 番について、10 番の藤岡が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲受人はフェイス&ヘアケア商品を製造販売手掛ける法人で、順調な会社経営をされているようです。今回、村内にあるオーガニック化粧品を有機栽培で製造販売される法人と業務提携を結び、申請農地に新たなる事業として、化粧品を製造販売する工場建設を計画されているようです。申請地には既に業務提携された法人の工場もあり事業効率や生産性向上の点からも、本申請地が事業の候補地として、最適と考えられ、譲受人と譲渡人との間で所有権移転売買の契約が結ばれました。 周辺地域は鳥獣被害も多く農業生産性が少ない地域で、住宅など近隣に迷惑をかえるような支障もなく、今回の申請により農業生産性が下がる見込みは無いと思われ、地域振興に大いに寄与し、特に問題はないと思われまます。 以上、ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
<p>12 番</p>	<p>議案第 3 号番号 3、4 番について、12 番の古澤が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 番号 3.4 の譲受人は南阿蘇村から温泉施設継続を条件に施設の有償譲渡を受け、温泉施設跡地での大型観光リゾート施設の計画がされており、事業に伴う大型駐車場が必要となる事から、番号 3.4 の譲渡人とそれぞれ、所有権移転売買の契約が結ばれます。 申請地は農地の広がりがない第 2 種農地に属しており、周辺地域への影響も少なく、所有権移転有償ということで、事業計画や資金計画など書類確認を行い問題がないことを確認しております。 何ら問題ないとおもわれまますので、ご審議いただきますようお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p>

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決致します。

続きまして議案第4号基盤強化促進法第19条農用地利用集積計画の公告について審議します。番号1から7番の新規案件について、審議します。

事務局

はい朗読を致します。議案第4号基盤強化促進法第19条農用地利用集積計画の公告について

番号1：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定5年、相続権者同意書有です。

番号2：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定5年です。

番号3：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定10年です。

番号4：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番
使用貸借権設定5年です。

番号5：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定10年です。

番号6：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定10年です。

番号7：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番
賃借権設定10年です。

番号13番以降については、再設定案件ですので、朗読は省略します。

議長

ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。なお、番号4番については、委員関連の議案となりますので、先に審議いたします。委員の退室を求めます。

9番

議案第4号番号4番について、9番の榊が説明します。

譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。

譲渡人は、高齢であり、居住地と農地が離れていることもあり、農地の管理が難しく、管理をお願いする方を探しておられました。

譲受人は、周辺の農地を耕作しており、使用貸借権設定5年で契約が結ばれます。譲受人は、多くの農地を管理しており、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長	<p>はい、ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第4号番号4番について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号番号4番は原案どおり可決致します。それでは、退室していた委員の入室をお願いします。</p> <p>改めて、番号1から説明をお願いします。</p>
2番	<p>議案第4号番号1番について、2番の松岡が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は高齢のため、農地の管理が難しくなり、管理をお願いする方を探しておられました。</p> <p>今回、農地の拡大を計画していた譲受人と賃借権設定5年で契約が結ばれます。農地の所有者は亡くなっておりますので、相続権者同意書が添付してあります。</p> <p>何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
1番	<p>議案第4号番号2番について、1番の友岡が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は高齢のため、農地の管理が難しくなり、管理をお願いする方を探しておられました。</p> <p>今回、農地の拡大を計画していた譲受人と賃借権設定5年で契約が結ばれます。</p> <p>ゆくゆくは農地の譲渡も考えておられるようで、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
7番	<p>議案第4号番号3番について、7番の小林が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は高齢であり、息子さんが農地の管理を行っていますが、その一部を賃借権設定10年で契約されます。</p> <p>譲受人は、纏まった農地を探しておられ、耕作することが決まりました。</p> <p>何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
10番	<p>議案第4号番号5、6番について10番の藤岡が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>2件とも譲渡人は、同一の経営体(農家)ですので、併せて説明いたします。</p> <p>譲受人は、兼業で農業に従事しておられますが、農地を管理してもらえる方を探しており、今回2名の譲受人と賃借権設定が纏まりました。</p> <p>譲受人はそれぞれ地元で長年農業をされており、他にも農地を借りておられます。効率よく耕作するため、纏まった農地を探しており、賃借権設定10年で契約が結ばれます。</p>

<p>19 番</p>	<p>何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>議案第 4 号番号 7 番について、19 番の北野が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人は、村外在住であり、農地の管理が難しく、管理をお願ひする方を探しておられました。 譲受人は、農地を借り入れて営農を行っておられる若手の農業者で、規模拡大のため、農地を探しており、賃借権設定 10 年で契約が結ばれます。 何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第 4 号基盤強化促進法第 19 条農用地利用集積計画の公告について、異議がない方は挙手をお願ひ致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 4 号は原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして議案第 5 号「農地中間管理事業法第 19 条の 2 農地利用集積計画一括方式について」審議します。番号 1 番から番号 8 番の新規案件について、審議します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、議案第 5 号農地中間管理事業法第 19 条の 2 農地利用集積計画一括方式について朗読します。</p> <p>番号 1：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定 10 年です。</p> <p>番号 2：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定 5 年です。</p> <p>番号 3：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定 5 年です。</p> <p>番号 4：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定 10 年です。</p> <p>番号 5：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定 5 年です。</p> <p>番号 6：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]</p>

賃借権設定 14 年です。

番号 7：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定 5 年です。

番号 8：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定 5 年です。

それでは、番号 1 から 8 番について事務局の方で説明いたします。こちらは農地中間管理機構である熊本県農業公社を通じた農地の賃借で、令和 7 年 4 月からの利用権設定となります。

令和 7 年 3 月までは、基盤強化法による農地の賃借(利用権設定)を行ってありますが、4 月からは農地賃借(利用権設定)は、農地中間管理事業法による賃借に一本化されます。

貸付人と借受人には、それぞれ 11 月に書面で連絡し、12 月 20 日までに申出書を提出いただき、県農業公社へ 1 月に送付しております。

県農業公社にて、各筆明細、促進計画案の作成を行っており、農業委員会の意見聴取、貸付人、借受人と関係書類の調印を行い、3 月に促進計画の決定、認可・公告となり、手続きが完了します。

本総会は、農業委員会の意見聴取の場です。県農業公社の作成した促進計画案(貸付人、借受人のマッチング)について意見がある場合は、県農業公社へ意見書を提出いたします。

番号 1 について、説明いたします。議案書記載の内容に訂正はありません。

貸付人は、村外居住であり、農地管理が難しいことから、所有する農地を借受人である村農業公社が賃借します。

続いて、番号 2 について説明します。議案書記載の内容に訂正はありません。

貸付人は複数名おり、立野ダム工場の土捨て場として利用され、その後整備された圃場の所有者です。借受人は、村外の事業者で、纏まった規模の農地を求めておられ、地域で圃場の所有者を集めて話が纏まりました。

続いて、番号 3 番について説明します。議案書記載の内容に訂正はありません。

こちらも貸付人は複数おり、農地は離れています。借受人は、規模拡大に向けて農地を探しており、話がまとまりました。

続いて、番号 4 番について説明します。議案書記載の内容に訂正はありません。

貸付人は、高齢で農地管理が難しくなったことから、規模拡大中の借受人と話が纏まりました。

続いて、番号 5 番について説明します。議案書記載の内容に訂正はありません。

貸付人は、村外居住であり、農地管理が難しいことから、所有する農地を村農業公社が賃借します。

続いて、番号 6、7 番について説明します。議案書記載の内容に訂正はありません。

こちらは、以前より基盤法で農地の利用権設定を行っており、4 月に期限がくることから機構法での賃借となります。条件等は変更ありません。

	<p>続いて、番号 8 番について説明します。議案書記載の内容に訂正はありません。貸付人は複数名おられます。借受人は、農地を賃借して営農を行っており、規模拡大のため農地を探しており、今回賃借することとなりました。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議案第 5 号「農地中間管理事業法第 19 条の 2 農地利用集積計画一括方式について」、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 5 号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>以上で議案の審議は終了しますが、令和 7 年 3 月の総会の日程を決めておきたいと思えます。予定案として令和 7 年 3 月 12 日 水曜日 午前 10 時より開催したいと思えます。なお、会場は Loop 南阿蘇(旧久木野庁舎)2 階フリールーム A での開催としております。いかがでしょうか？</p> <p>それでは、次回の総会は 3 月 12 日 水曜日 午前 10 時からの開催とします。なお、現地確認がある場合は事務局より通知がございますので、あらかじめご了承ください。その他の案件で皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>事務局から何かありますでしょうか。</p> <p>・次回総会について</p> <p>以上をもちまして第 20 回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。</p>

7. 閉会時刻 10 時 45 分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和 7 年 3 月 11 日

農業委員会 会長

議事録署名委員

3 番

議事録署名委員

6 番
